

2026年4月22日

お客さま 各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた追加対応について

平素は、紀北信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

本対応は、政府の「成長戦略実行計画」において、「約束手形利用の廃止、小切手の全面的な電子化」が盛り込まれ、これを受けて全国銀行協会では「2026年度末（2027年3月末）までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標としております。こうした状況を踏まえ、当金庫では、以下の追加対応を実施いたします。

今後とも更なるサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の全面的な電子化に向けた追加対応の概要

(1) 手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出期限日	2026年9月30日（水）
実施内容	<ul style="list-style-type: none">当金庫の手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日（水）とします。最終振出期限以降に振り出された手形・小切手は、当座勘定からお支払いができません。

(2) 他行庫を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了

受付終了日	2026年9月30日（水）
実施内容	<ul style="list-style-type: none">2026年9月30日（水）をもって、他行庫を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を終了します。入金先の口座は、当座預金のほか、普通預金、定期預金等各種預金を含みます。

2. 手形・小切手の代替手段のご案内

手形・小切手の電子化により、紛失・盗難リスク軽減に加え、印紙代、取引先への郵送料のコスト軽減、事務負担軽減が期待されるため、インターネットバンキングやでんさいの利用等、電子決済手段への移行を早期にご検討いただくよう、お願い申し上げます。

＜当金庫における手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取り組み＞

公表時期	取り組み内容	実施日・終了停止日
2025年7月	2027年4月以降を期日とする期日管理が必要な手形・小切手の代金取立の受付停止	2025年9月30日
2025年8月	当座預金の払戻しについて小切手に加え払戻請求書を使用する取扱いを開始	2025年10月1日
2025年9月	三重県内金融機関との連携（共同チラシの作成）	2025年10月22日
2025年9月	当座預金の新規口座開設の受付終了	2025年12月30日
2025年9月	手形・小切手帳の発行受付終了	2026年3月31日
2026年4月	手形帳・小切手の最終振出期限の設定	2026年9月30日
2026年4月	他行庫を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了	2026年9月30日

＜当金庫の手形・小切手電子化に向けた取り組みスケジュール＞

年度	2025年		2026年		2027年	
			3月末			3月末
当金庫の取組			▼手形小切手発行終了	▼手形・小切手最終振出期限		
			▼支払期限が2027年4月以降の手形・小切手の取立受付停止		▼他行庫を支払地とする手形・小切手の預金入金終了	
お振出のお客様	手形帳 小切手帳	発行終了 2026年3月末	発行不可 2026年4月～			手形・小切手機能の全面的な電子化
	手形・小切手の振出	手形・小切手の振出可能 2026年9月末	振出不可 2026年10月～			
お受取のお客様	他行庫手形 小切手の入金	入金可能 2026年9月末	入金不可 2026年10月～			
	当金庫手形 小切手の入金	入金可能 2026年9月末までに振り出された手形・小切手	※振出日が2026年10月以降の手形・小切手は入金不可			
	取立	取立可能 支払期日が2027年3月末までの手形・小切手	※ただし、決済する金融機関が振出期限を設定している場合は決済されません。			

以上

（本件に関するお問合せ先）

電話番号	0597-23-2341
担当	業務部 杉松・北村(和)